

医師確保関係事業【一部新規】

予算額 608,245千円 (H25 587,703千円)

1 事業の目的・概要

地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、医師の確保・定着対策を行います。

2 事業内容

資金貸付 321,000千円 (H25 258,600千円)

県内の医療機関に一定期間勤務することにより、返還免除となる資金の貸付けを行います。
特に医学生向けの修学資金については、新たな貸付コースを設置し、医師確保の取組みを強化します。

《主な取り組み》

- 医師修学資金貸付事業（県内での勤務を希望する医学生への修学資金貸付け）

①長期支援コース

貸付対象：千葉大学、順天堂大学、日本医科大学、帝京大学の医学部の学生

貸付月額：公立大学15万円、私立大学30万円

②ふるさと医師支援コース【新規】

貸付対象：県外の大学医学部の学生（※大学の限定はありません。）

貸付月額：一律15万円

- 県内の自治体病院で勤務を希望する研修医等への研修資金貸付け

貸付対象：県内の研修医・大学院生、貸付月額：20万円



研修医呼び込み 50,000千円 (H25 152,453千円)

県内の医療機関で初期・後期の臨床研修を行う医師を積極的に呼び込みます。

《主な取り組み》

- 医師キャリアアップ・就職支援センターにおいて、後期臨床研修に関する情報提供や相談業務の実施、医療技術研修に対する助成



寄附講座等 54,000千円

医師不足が深刻な地域における医師等の安定的な確保と資質の向上を図ります。

《主な取り組み》

- 香取海浜保健医療圏の医師確保対策

旭中央病院を寄附講座の実践拠点とし、千葉大学から医師を派遣

- 安房保健医療圏の地域医療を担う医師等人材確保対策

圏域の医療従事者を対象とした地域医療に係る研修等の実施に対する助成



離職防止・定着支援 174,545千円 (H25 167,950千円)

医師が、県内医療機関での勤務を継続できるよう支援します。

《主な取り組み》

- 救急勤務医手当を支給する医療機関に対する助成
- 産科医・助産師に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対する助成
- 出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援に取り組む医療機関に対する助成



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3883

保健師等修学資金貸付事業【一部新規】

予算額 168,382千円 (H25 156,116千円)

1 事業の目的・概要

看護師等養成所の学生のうち、卒業後、県内の医療機関等に勤務しようとする者に対して修学資金の貸付けを行うことにより、地域医療に従事する看護師等の確保を図ります。

◎ H26 年度から貸付けの対象を拡充します！

- ・本事業は、修業後（貸付け終了後）、一定期間、県内の病院等に勤務することにより、貸付金の返還が免除される制度で、これまで県内の看護師等養成所の学生を対象に貸付けを行ってきました。
- ・その結果、平成 24 年度には本修学資金の貸付けを受けた学生のうち、約 200 名が新たに県内で看護業務に従事するなど、毎年一定の成果をあげているところです。
- ・しかし一方で、現在もなお慢性的な看護師不足の状態が続いており、高齢化に伴う医療需要の増大等も踏まえ、今後、看護師確保に係る取組を一層強化していく必要があります。
- ・そこで、H26 年度から本修学資金の貸付対象を県外の看護師等養成所の学生まで拡大します。

2 事業内容

保健師等修学資金貸付事業

○ 貸付対象：

看護師等養成所に在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

〔 H25 年度まで：県内の看護師等養成所に在学する者
H26 年度から：県外の看護師等養成所に在学する者（県内居住者等に限り）まで対象拡大 〕

○ 貸付枠：

- ・県内の看護師等養成所の学生 300 名（既貸付者とあわせ 796 名）
- ・県外の看護師等養成所の学生 30 名【新規】

○ 貸付額：

看護師・保健師・助産師	18,000 円/月(民間立)	16,000 円/月(公立)
准看護師	10,500 円/月(民間立)	7,500 円/月(公立)

○ 返還免除の要件：

看護師等養成所を卒業後、県内の病院等で 5 年間勤務



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3877

病院内保育所運営・施設整備事業

予算額 470,681千円 (H25 465,262千円)

1 事業の目的・概要

看護師等の定着・再就業を促進し、県内で勤務する看護師等の確保を図るため、医療施設内の保育施設の開設費用及び運営費に助成します。

2 事業内容

病院内保育所運営事業 465,635千円 (H25 463,635千円)

医療従事者の児童を保育することを目的として病院内に設置された保育施設の運営費を助成することにより、医療機関の看護師等の確保を推進します。

- 対象経費 保育職員の人件費（給料諸手当）等
- 基準額 (180,800千円×月数×基準人員(2人～10人)－保育料収入相当額)
＋各種加算(24時間保育等)
- 補助率 民間医療機関 2/3
公的医療機関 1/2
- 対象施設 民間医療機関 89施設、公的医療機関 2施設



病院内保育所施設整備事業 5,046千円 (H25 1,627千円)

県内医療機関の病院内保育所の設置を促進するため、病院内保育所の新設、増改築、改修等に対し助成します。

- 対象経費 工事費・工事請負費
- 基準額 保育定員×5㎡×140,900円(鉄筋コンクリート造・木造)
- 補助率 0.33
- 対象施設 1施設(化学療法研究所附属病院)

担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3883

看護師養成力の強化による看護師確保対策

予算額 819,545千円 (H25 1,301,461千円)

1 事業の目的・概要

看護師等の確保・定着を促進するため、看護師等養成所の運営支援や看護実習病院の確保、看護師学校の施設設備の整備に対する助成を行います。

2 事業内容

看護師等養成所運営費補助 335,502千円 (H25 330,728千円)

看護師等養成所の運営経費に対し、助成します。

- 対象施設：県内の看護師等養成所 15 校
(民間の看護師等養成所 14 校、公的医療機関の養成所 1 校)
- 対象経費：専任教員給与、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等
- 基準額：生徒一人当たり 3,500 円～141,800 円、一課程あたり 8,080 千円～17,081 千円 等
※基準額は看護師、准看護師などの各課程により異なるほか、各種加算あり
- 補助率：民間 10/10、公的 1/2

看護学生実習病院確保事業 20,000千円 (H25 20,000千円)

県内の看護師等養成所から実習生を受け入れる県内の病院に対し助成します。

※新たに実習生を受入れる病院、または受入れ数を拡大する病院に限る。

- 対象経費：実習生の受入れに必要な施設設備の整備費用
〔例〕 実習生の使用するロッカー室やカンファレンス室の設置に要する経費 等
実習の指導者となる職員の養成に必要な経費
〔例〕 実習指導者講習会への参加に要する経費 等
- 基準額 1か所あたり 2,000 千円
- 補助率 1/2

看護師学校施設・設備整備事業 464,043千円 (H25 950,733千円)

国の交付金により造成した地域医療再生臨時特例基金を活用し、看護師学校等の施設設備の整備に対し助成します。

(1) 看護師学校の新設等に対する助成 424,013 千円

- 補助率：施設 1/2、設備 10/10
- 基準額：施設 基準面積 × 基準単価(大学 146,100 円 養成所 123,100 円)
設備 定額 (大学 100,000 千円 養成所 50,000 千円)
- 補助先：国際医療福祉大学 (成田市 H28 開校予定 定員 1 学年 100 名)
千葉中央看護専門学校 (千葉市 H27 開校予定 定員 1 学年 80 名)

(2) 看護師学校の耐震化に対する助成 40,030 千円

- 補助率：1/2
- 基準額：基準面積 (学生定員 × 学生 1 人あたり 20 m²) × 123,100 円
- 補助先：亀田医療技術専門学校 (2 号館)



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-3877

救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助

予算額 716,782 千円 (H25 685,660 千円)

<事業の目的・概要>

- 救命救急センターは、心筋梗塞や脳卒中、頭部損傷など、生命の危機を伴う重篤な救急患者に対し、高度な医療措置を24時間体制で提供しています。
- この救命救急センターに対し、県が運営支援や施設・設備整備に対する助成を行うことにより、県内における三次救急医療体制の安定的な確保・充実を図ります。

<事業内容>

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

[補助率] 2/3 (国1/3、県1/3)

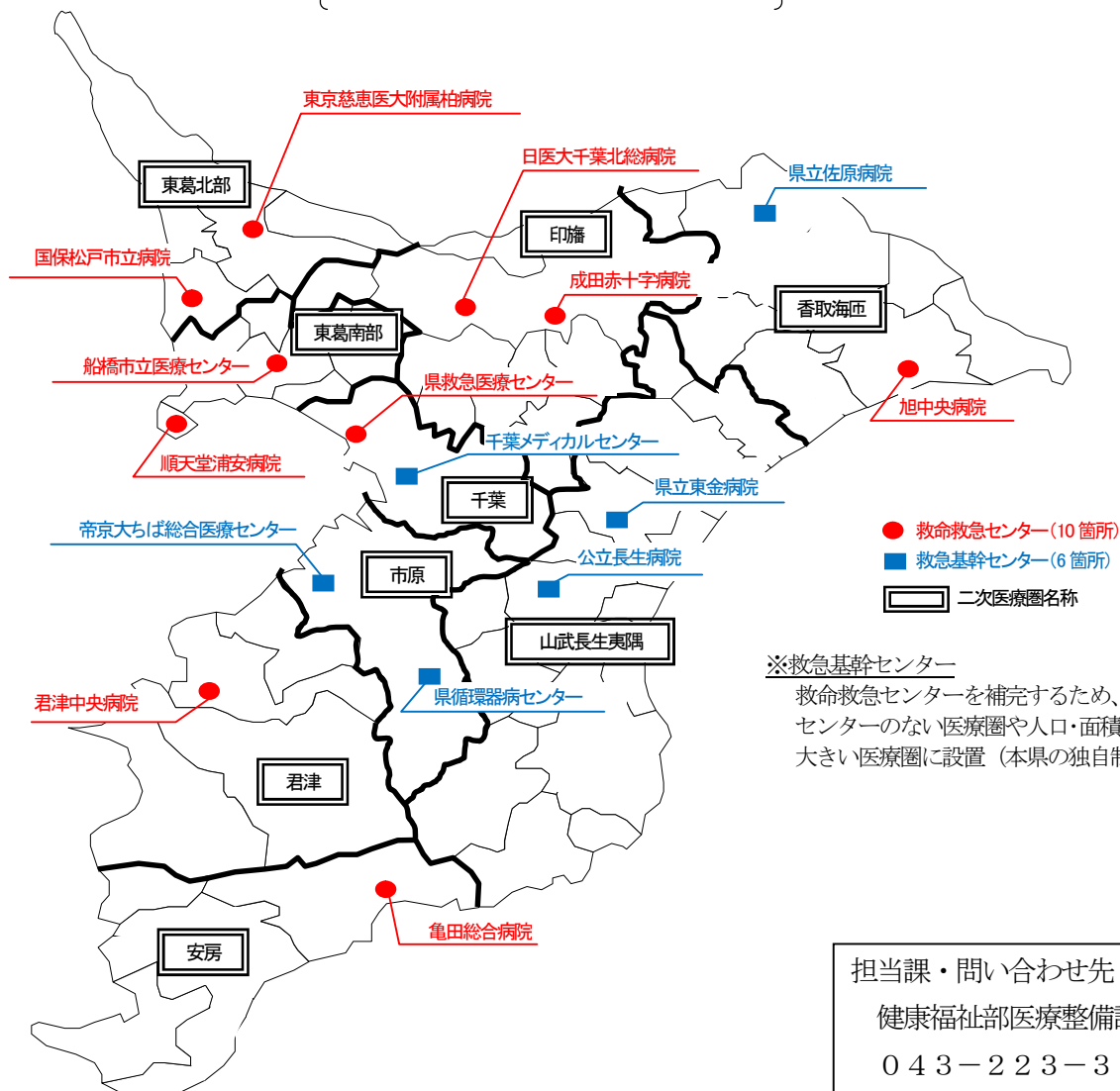
[内 訳]

①運営費補助 584,470 千円 (H25 568,779 千円)

補助対象：5 病院 [成田赤十字病院、亀田総合病院、日本医科大学千葉北総病院、
順天堂大学医学部附属浦安病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院]

②設備整備費補助 132,312 千円 (H25 116,881 千円)

補助対象：2 病院 [成田赤十字病院、亀田総合病院]



東千葉メディカルセンター助成事業

予算額 718,300千円 (H25 1,136,000千円)

1 事業の目的・概要

東千葉メディカルセンターは、救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核病院として、平成26年4月の開院に向け整備が進められています。

県では、この整備費用に対して、財政支援を実施します。

2 事業内容

[実施主体] 東金市、九十九里町

[補助内容] センター建設に係る起債の元利償還のための支援

[補助率等] 定 額 (開院後10年間、毎年度718,300千円を交付)

【東千葉メディカルセンターの概要】

○運 営 者：地方行政独立法人東金九十九里地域医療センター

○設置場所：東金市丘山台

○施設規模：病院本棟(免震構造)/地上6階・地下1階 延床面積 約26,000 m²

○病 床 数：314床(一般病床：294床、救命救急センター：20床)

⇒段階的に開設 26年度：146床(救命救急センター20床含む)、
27年度：230床、28年度：314床

○診 療 科：23科(26年度：14科、27年度：16科)

○開 院：平成26年4月(部分開院)

平成28年4月(フルオープン)

○総事業費：14,034,511千円

うち県の財政支援総額 9,789,000千円

1. 建物整備への支援(24~35年度)	8,560,000千円
2. 地域医療再生臨時特例基金事業による支援(24~25年度)	1,229,000千円



東千葉メディカルセンター完成イメージ図

担当課・問い合わせ先

健康福祉部健康福祉政策課

043-223-2610

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス支援事業【新規】

予算額 26,580千円

1 事業の目的・概要

日中・夜間を通じて介護・看護のサービス提供を受けることができ、住み慣れた在宅での高齢者の生活を支えるサービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の普及に向けて、利用者を確保するまでの事業者の運営を支援するため、開設後2年間について、市町村を通じ事業者の運営費に対し助成します。

2 事業内容

[実施主体] 市町村

[補助対象] 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所に対して運営費を支援する事業（開設年度を含めて2年間まで）

[補助率等] 定 額（下表のとおり）

但し、人件費・必要経費等の支出に対して収入が不足する額の1/3が限度

利用者数	1～5名	6～10名	11～15名	16～20名
連携型	360,000円/月	250,000円/月	140,000円/月	30,000円/月
一体型	410,000円/月	330,000円/月	180,000円/月	30,000円/月

※連携型：訪問看護を他事業所と連携して提供

一体型：訪問介護と訪問看護を同一事業所で提供

☆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

- ①日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回訪問を実施。
- ②これと併せて、オペレーターが24時間の通報・相談を受け付け、緊急時には随時訪問を実施。

☆ 県内の実施状況

10市16事業所（平成25年12月末現在）

利用者数 307名



担当課・問い合わせ先

健康福祉部保険指導課

043-223-2452

サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業【新規】

予算額 120,000千円

1 事業の目的・概要

高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護事業所等との連携が図られているなど、将来支援を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行います。

2 補助要件

- ・国の補助採択を受けていること。
- ・介護・医療サービス事業所との連携が図られていること。
- ・耐火又は準耐火建築物とすること、スプリンクラー設備を設置すること。
- ・用途地域内に建設し、敷地面積の3%以上の緑地または空地を設けること。
- ・住宅の所在する市町村との事前協議で同意を得ていること。

3 補助率

住宅建設費の20分の1（50万円/戸上限）

※次の介護事業所のいずれかを併設する場合には、補助率を2倍にします。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所（複合型を含む）

<定期巡回・随時対応型とは>

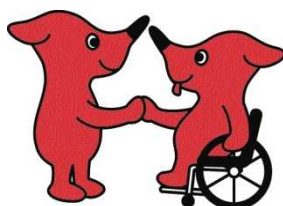
日中・夜間を通じて定期訪問及び随時対応による介護サービスを受けることができる。

<小規模多機能型とは>

利用者のニーズに応じて通所や訪問による介護サービスを受けることができる。

○ サービス付き高齢者向け住宅

- ・平成23年10月に高齢者住まい法の改正により創設された高齢者向け賃貸住宅の登録制度（都道府県等が登録）
- ・県内で151件、5,474戸が登録（平成26年1月1日現在）
- ・主な登録基準
（居室面積が原則25㎡以上、水洗便所・洗面設備・浴室等の設置、バリアフリー構造、安否確認・生活相談サービスの提供 等）



担当課・問い合わせ先

県土整備部都市整備局住宅課

043-223-3232

老人福祉施設整備事業補助

当初予算額 1,593,600千円 (H25 5,472,000千円)

(債務負担行為 3,719,000千円)

1 事業の目的・概要

本県は、今後急速に高齢化が進むと見込まれており、入所待機者の多い特別養護老人ホームの整備促進は、喫緊の課題です。

県では、平成21年度から平成25年度までの間、臨時的な補助単価の加算措置を行い、緊急的に整備を行ってきましたが、高齢化の進行に伴い今後も入所待機者の増加が見込まれるため、平成26年度もこの加算措置を継続し、補助単価を4,000千円/床として、施設整備を促進します。

また、特別養護老人ホームに併設される老人短期入所居室（ショートステイ）の整備に要する経費についても併せて補助を行います。

2 事業内容

[補助対象] 市町村・社会福祉法人の特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室の整備に要する経費

[補助単価] 4,000千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）

[整備床数] 1,300床（特別養護老人ホーム）、140床（老人短期入所居室）

【高齢者保健福祉計画における整備目標：平成26年度末までに特養24,054床を確保】

特別養護老人ホーム



ユニット型個室



共同生活室



特別養護老人ホーム外観

担当課・問い合わせ先
健康福祉部高齢者福祉課
043-223-2343

障害者就業・生活支援センター事業

予算額 158,867千円 (H25 133,402千円)

1 事業の目的・概要

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所、県全体で16か所を設置・運営します。なお、障害者の職場開拓や就業環境づくりを促進するために配置している企業支援員については、就労・定着支援の体制を一層強化するために増員し、全てのセンターに配置することとします。

2 事業内容

(1) 生活支援等事業 84,688千円

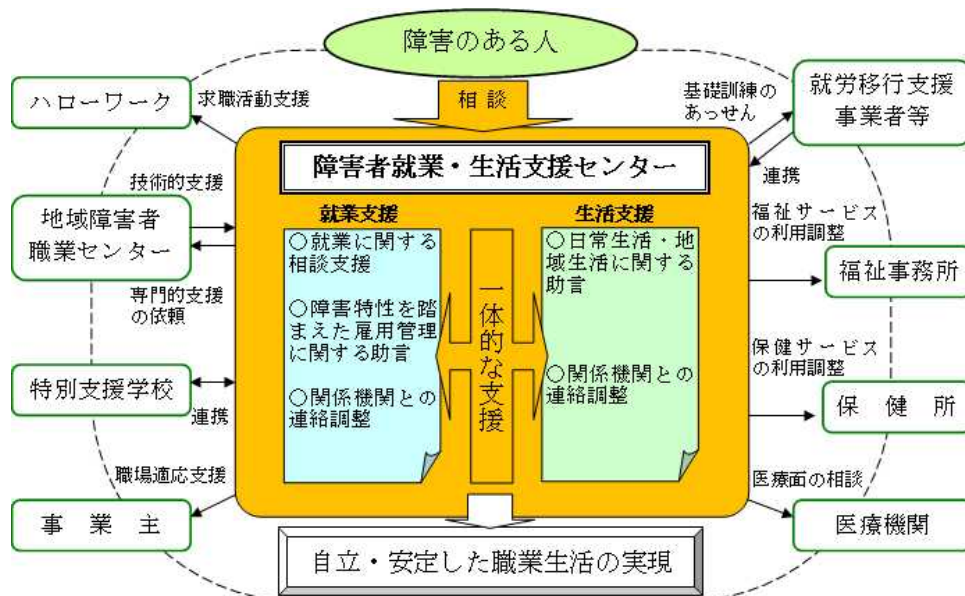
各センターに生活支援担当職員を1名配置し、障害者の家庭等や職場を訪問するなどして、生活上の相談等に応じるなど、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活に必要な支援を行います。

(2) 体制強化事業 24,624千円

障害者の家庭等や職場への訪問を行う生活支援担当職員をサポートをする職員を各センターに1名配置し、センターが機能を十分に発揮できるようにします。

(3) 企業支援員（障害者雇用アドバイザー）事業 49,555千円

企業を訪問し、障害者の職域拡大や職場への定着支援等を行う企業支援員を8名体制から16名体制に増員して、各センターに1名配置し、障害者の就労支援を充実します。



担当課・問い合わせ先
 健康福祉部障害福祉課
 043-223-2308
 商工労働部産業人材課
 043-223-2756

障害者グループホーム等に対する支援

予算額 449,300 千円 (H25 378,205 千円)

1 事業の目的・概要

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

2 事業内容

○運営費補助 279,800 千円 (H25 229,910 千円)

グループホーム等の運営に要する人件費、運営費等の経費の一部を補助することにより、利用者の処遇向上や経営の安定化を図ります。

[補助対象] 市町村

[負担割合] 県 1/2、市町村 1/2

○家賃補助 109,200 千円 (H25 87,995 千円)

グループホーム等の家賃の一部を補助することにより、利用者の負担軽減を図ります。

[補助対象] 市町村

[補助内容] 家賃の 1/2 を助成 (上限額: 県・市町村あわせて 20 千円)

[負担割合] 県 1/4、市町村 1/4

○相談支援等 60,300 千円 (H25 60,300 千円)

県内の 13 障害保健福祉圏域 (政令市・中核市を除く) ごとに支援ワーカーを配置し、ホーム運営に係る相談支援や新規開設支援を行います。



グループホーム等の現況 (各年度末)

年度	箇所数	定員
H22	407 箇所	1,784 人
H23	486 箇所	2,064 人
H24	542 箇所	2,366 人

※政令市・中核市は除く

担当課・問い合わせ先
健康福祉部障害福祉課
043-223-2335

強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業【新規】

予算額 5,358千円

1 事業の目的・概要

強度行動障害※のある方への支援を適切に行うために、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員に対して、強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高めるための研修等を実施することが必要です。

このため、強度行動障害のある方の地域移行の推進・受入先の整備を図るためにも、民間施設で支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施します。

※強度行動障害

自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指します。

2 事業内容

(1) 受講者

県内の民間障害者支援施設（原則として入所施設）の支援員16名。

（16箇所の障害保健福祉圏域ごとに1名を想定。⇒各圏域における中核的な人材の養成を目指します。）

(2) 研修内容等

受講者は、座学を年間20日間受講し、別途、勤務先施設において専門性の高い講師による実地指導を年間8日間受講。

《研修の主な内容（予定）》

- ① 基礎研修（行動障害に関する基本的な知識の講義）
- ② 臨床実習（支援現場での巡回指導、ミーティング）
- ③ 事例検討
 - ・事例検討による特性の理解
 - ・仮説と支援立案のトレーニング
 - ・データミーティング、レポートの作成
- ④ 他県の先行事例についての講習
- ⑤ 公開発表会（研修を終えた受講者の意見交換会）

《研修修了者の役割》

研修修了者は、習得した知識や支援のノウハウを、勤務先施設や各圏域に周知する。

《期待される効果》

県内の入所施設における強度行動障害のある方への支援のレベルが向上するとともに、支援のすそ野が広がる。

3 実施方法

強度行動障害のある方への支援のノウハウや実績を有する団体に委託して実施します。

担当課・問い合わせ先

健康福祉部障害福祉課

043-223-2339

違法ドラッグ対策事業

予算額 77,100千円 (H25 2,669千円)

1 事業の目的・概要

幻覚、陶酔感、多幸感が得られるとして店頭やインターネット等で販売されている違法ドラッグに対し、監視指導・取締りの強化を図るとともに正しい知識の普及啓発に努めます。

2 事業内容

違法ドラッグの買上げ及び収去検査を実施し、指定薬物等の違法な製品の発見、排除に努めるとともに、違反者に対する指導・取締りを実施します。

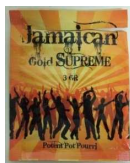
また、薬事法の改正により、従前の販売、授与等の規制に加え「指定薬物の所持、使用等」も禁止されることを県民に周知し、薬物乱用防止に努めます。

◎ 法規制の強化

- ・指定薬物の包括指定制度が導入され、1,360物質 (H25.12現在) が指定されています。(包括指定前 98物質 (H25.1現在))
- ・麻薬取締員に対し、麻薬や覚醒剤と同様に指定薬物についても犯罪捜査や取り調べの司法警察職員の権限が付与されるとともに、指定薬物に係る立入検査及び収去権限が付与されました。
- ・指定薬物について、製造、販売、授与等の規制に加え、「所持、使用等」が禁止されます。

<違法ドラッグ例>

①ハーブ系



②リキッド系



③パウダー系



◎ 違法ドラッグによる事件・事故

- ・違法ドラッグを使用し、嘔吐、下痢を繰り返し、衰弱死した。(H25.11・大阪府)
- ・違法ドラッグを使用して車を暴走運転し、人をはねて死亡させた。(H24.10・愛知県)

◎ 検査機器の整備

標準品がない薬物について、基本骨格だけでなくその成分の絞り込みもでき、迅速な指導、取締りが可能となる検査機器を整備します。

担当課・問い合わせ先

健康福祉部薬務課

043-223-2620